

「東京横浜毎日新聞」社説目録(一)

山田 昭次
吳屋 治美

解 説

「東京横浜毎日新聞」は、明治十二年十一月十八日嚶鳴社の機関紙として発刊され、明治十五年社長沼間守一が同社をひきいて立憲改進党に入党してからは、東洋議政会機関紙「郵便報知新聞」とならんで、同党の最も有力な機関紙となり、十九年五月一日より「毎日新聞」と改題されたものである。

嚶鳴社はその起原を明治六年に沼間守一・河野敏雄らが下谷摩利支天に開いた法律講義会にもつが、その後十年三月に会を嚶鳴社と名づけ、定期的に演説会を催すに至った。初期は十数名にすぎなかった会員も十一年までには来聴する者百名を超え、福島、群馬、横浜に支社がおかれ、隆盛を誇った。

ところが、十二年五月十日官吏政談演説禁止令が出され、嚶鳴社に一大衝撃を与えた。すなわち、右の禁止令は、官吏が公衆の前で政談を為すことを禁止したものであったから、社員が三分の二以上が官吏である嚶鳴社に危機をもたらさざるをえなかった。そこで沼間は傍聴人に呼びかけて「公衆」変じて「会

員」となし、また演説者には官吏でないものを選ばずとして演説会の解体を防いだ。しかし社員吉田法郎は社員に官吏が三分一以上いるのだからそれでは不十分だとして、多数社員の意見を公にする手段として雑誌の発行を主張した。こうして「嚶鳴雑誌」は十二月十一日から刊行され、他方では横浜で刊行されていた「横浜毎日新聞」を買収して、本局を東京西紺屋町二十六番地におき、「東京横浜毎日新聞」と改題して同年十一月十八日から刊行した。「嚶鳴雑誌」は社員の演説・論文を自由に掲載し、社員個々人の意見を發表したのになし、「東京横浜毎日新聞」社説は、沼間守一・肥塚龍・草間時福・青木匡ら社説の主流派の見解を發表したものと想われる。

二

次に「東京横浜毎日新聞」のイデオロギーについて述べよう。まづ政治構想からみると、国会については「一屆議院議をとり(肥塚龍「国会論」明治12・11・21・13・2・19)」、また国会の設立方法としては、選挙によって天下の俊傑を選び、官民が連合

して憲法を制定し、この憲法に基いて国会を開行と主張した。(5)

(沼間守一「普ネク天下ノ俊傑ヲ召集シテ國憲ヲ制定セザル可ラズ」明治13・1・27)。肥塚が「国会論」を著したのは国会開設の期すでにせまり、いかなる国会を開設するかが問題となつたと判断したからであり、沼間が民間人参加の憲法制定会議を主張したのは、民権運動の昂揚に対処して政府が官制憲法とそれに基く国会開設で先勢攻撃をかけることを恐れたからであった。この頃の愛国社、国会期成同盟の潮流をみれば、植木枝盛が「愛国新誌」に「一屆議院を主張した」「代議院論(後)明治十七年三月になって補訂し、「二屆議院論」と改題し、単行本として刊行された)を掲載したのが肥塚におかれて十三年五月のことであり、国会期成同盟が組織としていかなる国会を開設すべきかを問題にし始めたのは、さらにおかれて十三年十一月の大日本国会期成有志公会であった。国会期成同盟にそうした問題を提起したのは、同会に出席していた嚶鳴社員草間時福であったことは、内藤正申氏が指摘されたところである。そうしたところにも、嚶鳴社が民権運動に果たした役割が思出されるであらう。

明治十四年政変における「毎日」の役割も見逃すことができない。北海道開拓使官有物の情実的な低価払下を暴露し、攻撃の口火をきつたのは、十四年七月二十六日「毎日」社説「開拓貿易商余ノ近状」であった。しかしそれは偶然ではない。「毎日」は開拓使長官黒田清隆らと開拓貿易商との結合をスクープする以前に、十四年に予定された開拓使廃止の方法と同商会を開

監視していた。すなわち、すでに十四年五月二十八日から六月二日にかけて社説「北海道開拓使改進黨案」を掲げ、開拓使定額が陸海軍に次いで多いこと、開拓使の営む官営工場が人民の産業を防ぐことなどを非難し、また開拓使廃止後その経営を特権商人が引継ぐようなことがあってはならないと主張した。同年六月二十二日には社説「開拓貿易商会」を掲げて、同商会が政府に五百万円借入を請願したことを攻撃した。したがって「毎日」が官有物払下方法について攻撃を暴露して攻撃の口火を切つたのは当然だった。しかし注意して欲しいのは、「毎日」が問題にしたのは官有物払下げの方法だけではなく、上述から明らかのように開拓使が経営したような官営工場の存在一般ならびに政府の保護を受ける特権商人の存在一般であったのである。したがって攻撃の焦点は開拓使の存在と開拓貿易商会の北海道商業の独占におかれた、これに対して「郵便報知新聞」は攻撃の焦点を藩派の情実政治に向け、開拓使のこれまでの存在理由には必ずしも否定的でなく、開拓貿易商会にないしてさして攻撃をしていない。この事件にないする「毎日」と「報知」のこうした態度のちがいは、それぞれの日本資本主義体制の構想の差異に基くものと考えられ、検討に値する問題である。

「毎日」によって口火をきられた攻撃はたちまち波及し、「維新以来日本全国の人民智となく愚となく卒て政府の措置を非難せしことを未だ此時より甚きはなし」と明治政中」という状況が生まれ、さらに情実政治を非難し、この事件を根本的に解決するには立憲政体樹立以外にないという世論が生まれる。

こうして政変が起るわけだが、「毎日」はこれをどう評価したか。政変は「毎日」が恐れた官制憲法路線がはっきり設定されたことを意味するのだが、「余輩人民ハ黙々トシテ政府有司の経画ニ任シ恰モ治外ノ民ノ如キ思想ヲ懐ク可カラズ」と、人民の要求を政府につきつけるべきことを主張し、また国会開設の詔勅に「故サラニ躁急ヲ争ヒ事変ヲ幅シ固安ヲ啓スル者アラバ固典ヲ以テスベシ」とあるのを取りあげ、「躁急」とは一体具体的にどのような行為を指すのか明らかにせよと要求し、詔勅の拡大解釈による苛酷な弾圧を阻止しようとしたのである（「讀テ勅諭及ヒ官有物私ヲ取消令ヲ読ム」明治14・10・15-18）。周知のように、明治十二年から十八年にかけて、地方税・間接税の新設や増徴による収奪が激しくなる。その主なものを挙げれば次のようである。

| 年月日 | 租 税 |
|----------|--------------------------------|
| 13・4・8 | 地方税中營業税の制限緩和 (第16号布告) |
| 9・27 | 酒類造石税増徴 (第40号布告) |
| 11・5 | 地租割徴率引上げ・府県土木費官金下渡金廃止 (第48号布告) |
| 15・10・27 | 売業印紙税新設 (第51号布告) |
| 12・27 | 酒類造石税増徴 (第61号布告) |
| 12・27 | 鹽草税増徴 (第63号布告) |
| 5・8 | 菓子税新設 (第11号布告) |
| 5・8 | 醤油税新設 (第10号布告) |

右のような収奪強化にたいして「毎日」がいかに徹底した反対論を展開したかは、目録をみていただいただけでも、ほぼ推察していただけるだろう。

十年代後半には、第一次・第二次京城事変が起り、東アジアに緊張が生ずる。しかし「毎日」は武力による事変の解決反対、明治政府の高圧的外交政策反対、日清提携、軍拡反対を一貫して主張した。戦争反対の主張は、軍拡をもたらす戦争は日本の資本主義発展にとってマイナスであり、日清提携の主張は清をして日本資本主義の未熟を代位、補充させようとするところから生まれたものであったが、それにも自由党や改進黨内東洋議政会派が急速にアジア進出論に転向して行く潮流のなかで、特異な立場を示した。それはおそらく、「毎日」が軍拡財政によってブルジョアの発展を阻止されつつあった豪農商層を日本資本主義の損い手とする構想を堅持したためであろう。

以上述べたことから明らかなように、改進黨諸派の差異を無視して、従来のように都市商業資本とか、政府保護の下に産業資本もしくは近代銀行資本に転化しつつある大商業資本の立場を代弁するものと規定することはきわめて困難である。最近改進黨研究は林茂、永井秀夫、伊藤隆、松尾章一、渡辺奨の諸氏やわたくしたちによって進められてきたが、まだ研究すべき問題は多く残されている。この目録がいくらかでも研究の前進に資するところがあれば幸である。

なお、本目録作製に御援助いただいた明治新聞雑誌文庫主任西田長寿先生ならびに宮内庁書陵部田沼陸氏や出納係の方々に

深く御礼申し上げたい。

(一九六四・九・二二)

註(1) 石川安次郎「沼間守一」所収を嚮による。吉田次郎

「嚙鳴社ノ沿革」(嚙鳴雑誌第一号)は明治七・八年の交としている。なお初期の嚙鳴社の政治思想については奥屋治美「嚙鳴社ノト」(「史潮」第89号)参照。

(2) 嚙鳴社の名称は「詩経」からとったものらしい。「嚙鳴雑誌」第五号所収の末広重雄「交際ノ利益」の中に左の文がある。

「詩経」ノ内一闕最モ吾人ヲ感ゼシムルモノ有リ口
夕、伐木丁々鳥鳴嚙々出、白三階谷ニ遊ニ喬木嚙其鳴
矣求ニ其友ニ声相ニ彼鳥矣猶求ニ友声矧伊人矣不ニ求ニ
友生ニ

これが「嚙鳴社」の名称の由来であろうか。「嚙鳴雑誌」の発行所もまた「求友社」と名づけられた。

(3) 「横浜毎日新聞」については、山田昭次「明治十年代前半期における日本資本主義体制の一構想——改進黨成立前史」(東京教育大学昭史会編「日本歴史論究——昭史会三十周年記念論文集——」)を参照されたい。

(4) 肥塚龍の「国会論」については、松尾章一氏「肥塚龍

(月 日) (号数) (社 説 題)

一一・一八二六九〇 改題分局ノ因由
一九二二六九二 社説一則

明治十二年

(月 日) (号数) (社 説 題)

二〇二六九二 外報難信
二二二六九三 国会論(嚙鳴社員 肥塚龍稿)(27)
二五・二六・二八・二九・三〇・三三
九・一一・一二・一六・一七・二〇・

凡 例

(1) 社説の題名がないものは「無題」とし、編者が内容により題をつけて括弧に入れた。
(2) 題の下にある括弧内の数字は継続回数を示し、その下にある漢数字は日を示し、また①とあるのは、一月に始った社説が二月へまたがって継続したことを示している。

小論「民権期における嚙鳴社系立憲改進黨の政治思想」(「日本近代史研究」第六号)を参照されたい。
(5) なおまた、「嚙鳴雑誌」第十一号(明治13・4・1)「国憲編成ノ順序」で青木匡は「国憲ヲ起草スルノ権カヲ有スル者ハ独リ國家ノ主権者即チ全國人民ニ非ラズシテ誰ソヤ」(力点原文)と、人民主権論の立場から憲法制定のための国民議会を聞き、その上で国会を開けと主張した。
(6) 「自由民権運動の研究」二四一頁。
(7) 山田昭次「立憲改進黨覚書」(「史潮」第89号)参照。
(8) 山田昭次「立憲改進黨における対アジア意識と資本主義体制の構想」(「史苑」第25巻1号)参照。

(月日)

(号数)

(社説題)

(月日)

(号数)

(社説題)

| | |
|----------------------------------|----------------------------------|
| 二一・二四・二五・二六・二七・二八・二九・三〇・三一・三二・三三 | 二一・二四・二五・二六・二七・二八・二九・三〇・三一・三二・三三 |
| 二五・㊟一・一九 | 二五・㊟一・一九 |
| (欠号) | (欠号) |
| 共進会生糸繭褒賞授与式 | 共進会生糸繭褒賞授与式 |
| 正理公法ノ独立 | 正理公法ノ独立 |
| 高知県会ノ建言ヲ誌ム | 高知県会ノ建言ヲ誌ム |
| 上下人心ノ一致(2)七 | 上下人心ノ一致(2)七 |
| 新聞誌類読者ノ禁止 | 新聞誌類読者ノ禁止 |
| 口清ノ近事 | 口清ノ近事 |
| 横濱商法会議所ノ設立ヲ望ム | 横濱商法会議所ノ設立ヲ望ム |
| 日本ノ法庭(2)一九 | 日本ノ法庭(2)一九 |
| 海上保険 | 海上保険 |
| 陪審官ヲ置クノ利害(2)二八 | 陪審官ヲ置クノ利害(2)二八 |
| (欠号) | (欠号) |
| 明治十三年 | 明治十三年 |
| 新年 | 新年 |
| 政府官祿稅ヲ廢ス 前号ノ続キ(3)七 | 政府官祿稅ヲ廢ス 前号ノ続キ(3)七 |
| 日本法庭ノ組立 | 日本法庭ノ組立 |
| 司法卿ノ責任 | 司法卿ノ責任 |
| 南米智利白露ニ因ノ戦争(2)一四 | 南米智利白露ニ因ノ戦争(2)一四 |
| 郵便局第八次年表 | 郵便局第八次年表 |
| 告東京村民(肥塚龍草)(2)二二 | 告東京村民(肥塚龍草)(2)二二 |
| (社説なし) | (社説なし) |
| 普ク天下ノ俊傑ヲ招集シテ國憲ヲ制定 | 普ク天下ノ俊傑ヲ招集シテ國憲ヲ制定 |

| | |
|--|--|
| 二八・二七四四 | 二八・二七四四 |
| 二九・二七四五 | 二九・二七四五 |
| 二・三二七四八 | 二・三二七四八 |
| 二・二 | 二・二 |
| 五二七五〇 | 五二七五〇 |
| 六七五二 | 六七五二 |
| 七二七五二 | 七二七五二 |
| 一〇二七五四 | 一〇二七五四 |
| 二・三二七五六 | 二・三二七五六 |
| 一四二七五七 | 一四二七五七 |
| 一七二七五九 | 一七二七五九 |
| 一八二七六〇 | 一八二七六〇 |
| 二〇二七六二 | 二〇二七六二 |
| 二二二七六三 | 二二二七六三 |
| 二六二七六一 | 二六二七六一 |
| 三・二二七七一 | 三・二二七七一 |
| セサル可ラズ(沼開守一演説・吉田次郎筆記) | セサル可ラズ(沼開守一演説・吉田次郎筆記) |
| 火災予防 | 火災予防 |
| 東京臨時府会(2)三一 | 東京臨時府会(2)三一 |
| 東京府権会ハ権外ノ事ヲ議スルニ非ザル乎(沼開守一演説・吉田次郎筆記) | 東京府権会ハ権外ノ事ヲ議スルニ非ザル乎(沼開守一演説・吉田次郎筆記) |
| (2)四 | (2)四 |
| 質疑 | 質疑 |
| 駁議(2)八 | 駁議(2)八 |
| 革面ノ社告 | 革面ノ社告 |
| 藤原氏王室ヲ待ツノ制猶今日ニ存スル乎(沼開守一演説・吉田次郎筆記) | 藤原氏王室ヲ待ツノ制猶今日ニ存スル乎(沼開守一演説・吉田次郎筆記) |
| (3)一・二・一五 | (3)一・二・一五 |
| 再駁朝野新聞 | 再駁朝野新聞 |
| 近時ノ奇聞 | 近時ノ奇聞 |
| (社説なし) | (社説なし) |
| 藩閣ト國會ハ而立ス可ラズ | 藩閣ト國會ハ而立ス可ラズ |
| 陸軍省ノ建書ヲ誌ム | 陸軍省ノ建書ヲ誌ム |
| 読地方官會議々案(17)二二・二四・二五・二七・二八・二九・③・四・一〇・一一・一三・一六・二五・二六・二七・④・一 | 読地方官會議々案(17)二二・二四・二五・二七・二八・二九・③・四・一〇・一一・一三・一六・二五・二六・二七・④・一 |
| 地方官諸君ニ告ク(沼開守一演説・青木原筆記) | 地方官諸君ニ告ク(沼開守一演説・青木原筆記) |
| 内閣ノ近事 | 内閣ノ近事 |

(月日)

(号数)

(社説題)

(月日)

(号数)

(社説題)

| | |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 五二七七四 | 五二七七四 |
| 九二七七七 | 九二七七七 |
| 一一二七七九 | 一一二七七九 |
| 一四二七八二 | 一四二七八二 |
| 一七二七八四 | 一七二七八四 |
| 一八二七八五 | 一八二七八五 |
| 一九二七八六 | 一九二七八六 |
| 二四二七八九 | 二四二七八九 |
| 二七二八九 | 二七二八九 |
| 三〇二七九三 | 三〇二七九三 |
| 三二二七九四 | 三二二七九四 |
| 三三二七九七 | 三三二七九七 |
| 三四二七九八 | 三四二七九八 |
| 三六二七九九 | 三六二七九九 |
| 三七二八〇〇 | 三七二八〇〇 |
| 三八二八〇〇 | 三八二八〇〇 |
| 四二八〇一 | 四二八〇一 |
| 四二八〇四 | 四二八〇四 |
| 四二八〇五 | 四二八〇五 |
| 四二八〇六 | 四二八〇六 |
| 四二八〇七 | 四二八〇七 |
| 四二八〇八 | 四二八〇八 |
| 四二八一〇 | 四二八一〇 |
| 四二八一二 | 四二八一二 |
| 四二八一六 | 四二八一六 |
| 啓蒙(2)二七 | 啓蒙(2)二七 |
| 内閣ノ分離(3)六・七 | 内閣ノ分離(3)六・七 |
| 読警視局第七四号ノ布達 | 読警視局第七四号ノ布達 |
| 告元老院議員諸君 | 告元老院議員諸君 |
| (社説なし) | (社説なし) |
| 日本海運ノ危機 | 日本海運ノ危機 |
| 内閣ノ改革ハ果シテ國會開設ヲ予望スルニ足ル乎(沼開守一演説・吉田次郎筆記) | 内閣ノ改革ハ果シテ國會開設ヲ予望スルニ足ル乎(沼開守一演説・吉田次郎筆記) |
| 駁報知新聞(3)二一・二三 | 駁報知新聞(3)二一・二三 |
| 清國ノ近勢 | 清國ノ近勢 |
| 勿使法律為死紙 | 勿使法律為死紙 |
| 漸字ノ解(肥塚龍草)(2)三一 | 漸字ノ解(肥塚龍草)(2)三一 |
| 集会条例 | 集会条例 |
| 天子巡行于西 | 天子巡行于西 |
| 憲法法制部書記官之勞 | 憲法法制部書記官之勞 |
| 支那禍札ノ影響 | 支那禍札ノ影響 |
| 読集会条例(3)九・一〇 | 読集会条例(3)九・一〇 |
| 大坂ノ多事 | 大坂ノ多事 |
| 大坂愛国社會議ノ禁止 | 大坂愛国社會議ノ禁止 |
| (社説なし) | (社説なし) |
| 米商会所及ビ株式取引所ノ近事 | 米商会所及ビ株式取引所ノ近事 |
| 本月八日ノ布告(2)一七 | 本月八日ノ布告(2)一七 |
| 読報知記者ノ解惑説(2)一〇 | 読報知記者ノ解惑説(2)一〇 |
| 米商会所改正条例(4)二二・二三・二四 | 米商会所改正条例(4)二二・二三・二四 |

| | |
|-----------------------|-----------------------|
| 二八二八一八 | 二八二八一八 |
| 二九二八一九 | 二九二八一九 |
| 三〇二八二〇 | 三〇二八二〇 |
| 四二八二二 | 四二八二二 |
| 五二八二五 | 五二八二五 |
| 六二八二六 | 六二八二六 |
| 七二八二八 | 七二八二八 |
| 九二八二九 | 九二八二九 |
| 一一二八二九 | 一一二八二九 |
| 一一二八二〇 | 一一二八二〇 |
| 一二二八三一 | 一二二八三一 |
| 一三二八三三 | 一三二八三三 |
| 一四二八三三 | 一四二八三三 |
| 一五二八三三 | 一五二八三三 |
| 一六二八三三 | 一六二八三三 |
| 一七二八三三 | 一七二八三三 |
| 一八二八三三 | 一八二八三三 |
| 一九二八三七 | 一九二八三七 |
| 二〇二八三八 | 二〇二八三八 |
| 二二二八四〇 | 二二二八四〇 |
| 二三二八四一 | 二三二八四一 |
| 二四二八四一 | 二四二八四一 |
| 二五二八四三 | 二五二八四三 |
| 二六二八四四 | 二六二八四四 |
| 二七二八四四 | 二七二八四四 |
| 二八二八四五 | 二八二八四五 |
| 二九二八四六 | 二九二八四六 |
| 一三二八五〇 | 一三二八五〇 |
| 告論者 | 告論者 |
| 英國政党ノ交替 | 英國政党ノ交替 |
| 日本ノ病源(3)⑤一・二 | 日本ノ病源(3)⑤一・二 |
| 如何セバ紙幣ノ信用ヲ復スル歟(2) | 如何セバ紙幣ノ信用ヲ復スル歟(2) |
| 五 | 五 |
| 柳原前光君ノ留別宴 | 柳原前光君ノ留別宴 |
| 南米智利白露ノ戦争始末(2)八 | 南米智利白露ノ戦争始末(2)八 |
| 東京地方稅取扱方ノ議決 | 東京地方稅取扱方ノ議決 |
| 井上毅君ノ支那行ハ如何ナル目的ナル歟 | 井上毅君ノ支那行ハ如何ナル目的ナル歟 |
| 解停社告 | 解停社告 |
| 府県會開議 | 府県會開議 |
| 紙幣下落ノ害ハ租稅ノ重收ニ同シ | 紙幣下落ノ害ハ租稅ノ重收ニ同シ |
| 埼玉県會 | 埼玉県會 |
| 財産ノ安固(2)二七 | 財産ノ安固(2)二七 |
| 集会条例ノ伺 | 集会条例ノ伺 |
| 政權ノ怪重 | 政權ノ怪重 |
| 讀書及ビ談話(2)⑥一 | 讀書及ビ談話(2)⑥一 |
| 何ヲカ國安ト云フ | 何ヲカ國安ト云フ |
| 朝鮮ノ形勢將ニ二変セントス(2)四 | 朝鮮ノ形勢將ニ二変セントス(2)四 |
| 政事上ノ教育 | 政事上ノ教育 |
| 外交政略 | 外交政略 |
| (社説なし) | (社説なし) |
| 財政三策(6)一〇・一一・一二・一八・二二 | 財政三策(6)一〇・一一・一二・一八・二二 |
| 兵士ノ營所ハ宜シク市街ニ遠ザカラシ | 兵士ノ營所ハ宜シク市街ニ遠ザカラシ |

| (月日) | (号数) | (社説題) | (月日) | (号数) | (社説題) |
|------|------|------------------------------|------|------|--|
| 六・一五 | 二八五一 | △可シ | 七・二一 | 二八八一 | 二八 |
| 一九 | 二八五四 | 告国会願望者諸君(沼間守一演説・吉田次郎筆記)(2)一七 | 二二 | 二八八二 | 刑法治罪法ノ發行 官金ノ貸付ヲ廢シテ天下ノ工業始メテ起ル |
| 二三 | 二八五七 | 請願ノ権理 | 二四 | 二八八三 | 權利ノ城砦 |
| 二四 | 二八五八 | 為政府電罪(在東京 秋田県平民 遠山角助) | 二五 | 二八八四 | 士之成事多在窮苦之日 |
| 二五 | 二八五九 | 羽後ノ国会請願ノ感ヲ解ク(2)二六 | 二九 | 二八八七 | 国会ハ智識ノ林ニ生セズ(2)三〇 |
| 二七 | 二八六一 | 備荒儲蓄法檢視会 | 三一 | 二八八九 | 無政府トハ何ゾヤ |
| 二九 | 二八六二 | 東洋ノ平和ハ危キコト畧聊ノ如シ | 八・一 | 二八九〇 | 刑法治罪法注釈 |
| 三〇 | 二八六二 | 徒覚強訴ノ煽動者ハ誰ソ | 三 | 二八九一 | 地方官ハ宜シク議會ノ下ニアルベシ (沼間守一演説・吉田次郎筆記)(2) |
| 七・一 | 二八六四 | 請願権理ハ禁セズシテ禁ジ得ラル可キ者ナル歟(2)二 | 五 | 二八九三 | 自然ノ順序(2)六 |
| 三 | 二八六六 | 国会願望者ノ禁獄及ビ懲役 | 七 | 二八九五 | 大蔵省ハ何ゾ銀行紙幣抵当ノ公債証書ヲ増取セザルヤ(2)八 |
| 四 | 二八六七 | 相場流行ノ原因(2)六 | 一〇 | 二八九七 | 刑法治罪法注釈ノ処分ヲ望ム 新聞ノ特許 |
| 七 | 二八六九 | 東京府会清酒入市税ノ決議(2)八 | 一一 | 二八九八 | 府県會議員ノ改撰 |
| 九 | 二八七一 | 政事上ノ口実 | 一二 | 二八九九 | 犯罪ノ官吏アルハ怠惰無耻ノ官吏アルニ勝ル |
| 一〇 | 二八七二 | 大蔵省定額節減 | 一三 | 二九〇〇 | 困窮編成(2)一五 |
| 一一 | 二八七三 | 政事上ノ主宰ハ誰ソ(肥塚龍)(2)一三 | 一四 | 二九〇一 | 演説ノ弊害 |
| 一四 | 二八七五 | 凡庸政治家ノ通弊(沼間守一演説・吉田次郎筆記) | 一七 | 二九〇三 | 人ノ人才平均法ヲ問ウニ答フ(肥塚龍)(2)一九 |
| 一五 | 二八七六 | 頌曆商社ノ近事 | 一八 | 二九〇四 | 公許ノ破産取 |
| 一六 | 二八七七 | 酒税案(6)一七・一八・二〇・二七 | 二〇 | 二九〇六 | |

| (月日) | (号数) | (社説題) | (月日) | (号数) | (社説題) |
|------|------|--|------|------|--|
| 八・二二 | 二九〇七 | 清廷如何(2)二二 | 一〇・六 | 二九四五 | 明治十三年度歳入出予算(2)七 |
| 二四 | 二九〇九 | 華族ニ告グ | 八 | 二九四七 | 急激変法ノ害 |
| 二五 | 二九一〇 | 營業ノ危険(2)二七 | 九 | 二九四八 | 議員ノ心得 |
| 二六 | 二九一一 | 青森県會議決及ビ布達(2)二九 | 一三 | 二九五二 | 三重県會議決ノ不幸(2)一四 |
| 二八 | 二九一三 | 政治上ノ責任(2)③三 | 一五 | 二九五三 | 明治十三年十月十三日宴會記(肥塚龍) |
| 三一 | 二九一五 | 家政ト兩政トヲ混スル勿レ(2)④二 | 一六 | 二九五四 | 在ノ一篇ハ過ルル十三日社長沼間守一カ 喫煙社員トシテ板垣退助君ヲ上野精養軒ニ招待セシ時ノ演説ナリ録シテ以テ 本日ノ社説トナス(吉田次郎) |
| 九・二 | 二九一七 | 地方政府ノ改革(6)七・二四・二五・ ①一〇・一一 | 九 | 二九五五 | 魯廷虛無黨ノ疑獄ヲ解ク(吉田次郎稿) |
| 四 | 二九一九 | 朝鮮貿易(2)五 | 二〇 | 二九五六 | 誠高知果其行社員機文(2)二二 |
| 八 | 二九二二 | 支那ノ政略 | 二二 | 二九五八 | 三重県民ハ將ニ無政府ノ不幸ヲ見ントス |
| 九 | 二九二三 | 酒類釀造税議案(2)一〇 | 二三 | 二九五九 | 道理ノ競争ヲ開ク可シ(3)二四・三 |
| 一一 | 二九二五 | 政事論場ヲ以テ賭博場トスル勿レ | 二六 | 二九六一 | 答朝野略ニ記者(4)二七・二八・二九 |
| 一二 | 二九二六 | 財産ノ平等 | 三一 | 二九六六 | 京都府上下二東区連合會 |
| 一四 | 二九二七 | 教育ノ平等 | 一一・二 | 二九六七 | 現時ノ内閣ハ責任ナキカ(2)四 |
| 一五 | 二九二八 | 人身ノ平等 | 五 | 二九六九 | 再答朝野略記者(3)六・七 |
| 一六 | 二九二九 | 京都府会ノ議案(2)一七 | 九 | 二九七二 | 明治十三年十一月第四十八号ノ布告ヲ 讀ム(8)一・二・三・一四・ 一六・一七・一八 |
| 一八 | 二九三一 | 外債募集ノ説 | 一〇 | 二九七三 | 東京府民ニ告ク(沼間守一演説・杉原謙筆記) |
| 一九 | 二九三二 | 時事ヲ感ス | 一九 | 二九八一 | 請願ノ手續如何 |
| 二二 | 二九三三 | 正理ノ独立(2)一二 | | | |
| 二六 | 二九三七 | 既決議案ヲ再議セント欲スルノ建議 (沼間守一演説・吉田次郎筆記)(3) | | | |
| 二八 | 二九三八 | 福島県会ノ濟世遺言 | | | |
| 一〇・一 | 二九四一 | 酒類税ノ改正(2)二 | | | |
| 三 | 二九四三 | 聞小原弥惣八氏上封事 | | | |
| 五 | 二九四四 | 福岡港開築ノ風聞 | | | |

| (月日) | (号数) | (社説題) | (月日) | (号数) | (社説題) |
|-------|------|---------------------------------|-------|------|---------------------|
| 一一・二〇 | 二九八二 | 財政ノ急変 | 一一・二八 | 三〇一三 | 日本人ノ官民ノ関係ヲ理解セルカ |
| 一一・二一 | 二九八三 | 賑日々新聞報知新聞想像論 | 一二・二九 | 三〇一四 | 送明治十三年 |
| 一一・二四 | 二九八四 | 国会議員ハ無給ヲ要ス | 一・四 | 三〇一五 | 新年 |
| 一一・二五 | 二九八五 | 兵制新論(肥塚龍)(5) 二六・二七 | 六 | 三〇一六 | 如何ナル人民カ能ク国位ヲ増進セシム |
| | | ②三・四 | 七 | 三〇一七 | 会計検査員 |
| 一一・二八 | 二九八八 | 宗教ト政事トヲ混スル勿レ | 八 | 三〇一八 | 保釈論(3) 九・一一 |
| 一一・三二 | 二九八九 | 工場扨下ハ何故ニ出願者ナキヤ(吉田次郎) | 一一 | 三〇二〇 | 神奈川県備荒儲蓄法 |
| | | | 一二 | 三〇二二 | 姑息ノ改革ハ無キニ加カス(吉田次郎稿) |
| 一一・三二 | 二九九〇 | 新聞紙革命ノ理由 | 一四 | 三〇二三 | 英米ノ改革 |
| 一一・三二 | 二九九一 | 魯國艦隊ノ近報 | 一五 | 三〇二四 | 讒謗ノ相続人 |
| 一一・三五 | 二九九四 | 岩手県ノ近事 | 一六 | 三〇二五 | 政談ノ勢制ス可カラズ |
| 一一・三七 | 二九九五 | 政府ハ如何ナル基礎ノ上ニ架設スル者ナルヤ(肥塚龍草)(2) 八 | 一八 | 三〇二六 | 警視局ノ改革 |
| 一一・三九 | 二九九七 | 四十九号布告ノ利害如何(5) 〇・一二・一四・一五 | 一九 | 三〇二七 | 世界ノ妖氣 |
| 一一・四一 | 二九九九 | 請願ノ整理死シタル歟 | 二〇 | 三〇二八 | 府県ノ書記官ヲ廃スルノ機ヲ見ル |
| 一一・四二 | 三〇〇〇 | 備荒儲蓄ノ紛議 | 二一 | 三〇二九 | 京都府知事ノ移転 |
| 一一・四三 | 三〇〇一 | 府政再議ノ近評 | 二二 | 三〇三〇 | 大阪ノ解獄 |
| 一一・四四 | 三〇〇二 | 東洋ノ危険 | 二三 | 三〇三一 | 東京株式取引場紛議ノ解合 |
| 一一・四六 | 三〇〇六 | 神奈川県臨時会(2) 二二 | 二四 | 三〇三二 | 警視總監ノ口達 |
| 一一・四七 | 三〇〇八 | 英國国会ハ我府県会ニ及バザル所アリ | 二五 | 三〇三三 | 愛爾蘭借地同盟電 |
| 一一・四八 | 三〇〇九 | 大阪米商會所ノ変事 | 二六 | 三〇三三 | 鄂説ノ害 |
| 一一・四九 | 三〇一〇 | 職弊不死大盜ノ下止 | 二七 | 三〇三四 | 東京之大火 |
| 一一・五〇 | 三〇一一 | 前報編輯表杉原謙ノ判決 | 二八 | 三〇三五 | 火災予防策(昨日ノ続)(3) ②二・四 |
| 一一・五一 | 三〇一二 | 集會条例ノ但書追加 | 二九 | 三〇三六 | |

| (月日) | (号数) | (社説題) | (月日) | (号数) | (社説題) |
|-------|------|--------------------------------|-------|------|------------------------------|
| 一一・三一 | 三〇三七 | 改造紙幣ノ交換(吉田次郎編) | 一一・三一 | 三〇六八 | 西京ノ近況如何 |
| 一一・三二 | 三〇三九 | 三者ノ平等ヲ得ント欲セハ先ツ権力ヲ平等スヘシ | 一一・三二 | 三〇六九 | 政事ハ宗教ニ依頼ス可カラズ |
| 一一・三四 | 三〇四一 | 岩手県制及ビ指令 | 一一・三三 | 三〇七〇 | 銀行ノ資本宜ク併合ス可シ |
| 一一・三五 | 三〇四二 | 神官ノ會議 | 一一・三四 | 三〇七一 | 政權ハ公平ニ社会ニ散布セサルベカラズ(社員 西河通徹稿) |
| 一一・三六 | 三〇四三 | 法律ハ速成スルコトヲ得裁判官ハ然ル能ハズ | 一一・三五 | 三〇七二 | 魯帝ノ凶報(2) 一七 |
| 一一・三七 | 三〇四四 | 地方ノ懇親會 | 一一・三六 | 三〇七三 | 誌東京日々新聞 |
| 一一・三八 | 三〇四五 | 金剛艦 | 一一・三七 | 三〇七四 | 訴訟世界 |
| 一一・三九 | 三〇四六 | 監獄署ノ工業 | 一一・三八 | 三〇七五 | 備後五郡ノ紛議(2) 二三 |
| 一一・四〇 | 三〇四七 | 神官會議 | 一一・三九 | 三〇七六 | 常置委員手当法如何 |
| 一一・四一 | 三〇四八 | 直輸出未ダ必シモ喜ブベキニ非ズ(沼田守一演説・竹内正志筆記) | 一一・四〇 | 三〇七八 | 朝鮮ノ近況 |
| 一一・四二 | 三〇四九 | 再議金剛艦発航 | 一一・四一 | 三〇七九 | 日清ノ近況如何 |
| 一一・四三 | 三〇五〇 | 誌第四号布告(2) 一八 | 一一・四二 | 三〇八〇 | 政治思想ヲシテ腐敗セシムル勿レ(沼田守一演説) |
| 一一・四四 | 三〇五一 | 第五号布告 | 一一・四三 | 三〇八一 | 人ヲ悪ムノ念ヲ推シテ説ニ及ス勿レ |
| 一一・四五 | 三〇五二 | 第七号布告 | 一一・四四 | 三〇八二 | 博覧会ニ狂スル勿レ |
| 一一・四六 | 三〇五三 | 魯清ノ禍ヲシテ日本ニ歎セシムル勿レ | 一一・四五 | 三〇八三 | 十九号二十号布告 |
| 一一・四七 | 三〇五四 | 第八号布告(2) 二四 | 一一・四六 | 三〇八四 | 地方ノ警察官 |
| 一一・四八 | 三〇五五 | 日清ノ談判如何(2) 二六 | 一一・四七 | 三〇八五 | 国立銀行所有公債証書ハ時価ヨリ低點ニ置クヲ要ス |
| 一一・四九 | 三〇五七 | 誌東京日々新聞朝辭按(2) ③二 | 一一・四八 | 三〇八六 | 劇場ノ移転 |
| 一一・五〇 | 三〇五九 | 第八号布告第五号ノ解釈(2) 四 | 一一・四九 | 三〇八七 | 国会ハ外敵ヲ防グノ城壁トモ成ル可シ(2) 六(肥塚龍) |
| 一一・五一 | 三〇六一 | 杉原謙就獄 | 一一・五〇 | 三〇八八 | 帝王ハ神種ニアラズ(4) 二三・二七・二八 |
| 一一・五二 | 三〇六三 | 安戸公使婦朝ノ疑 | 一一・五一 | 三〇九〇 | 議會修正案決議法 |
| 一一・五三 | 三〇六四 | 東京市街防火線 | 一一・五二 | 三〇九一 | |
| 一一・五四 | 三〇六五 | 常置委員手当(2) 一〇 | | | |
| 一一・五五 | 三〇六六 | | | | |

| (月) | (日) | (号数) | (社説題) | (社説題) |
|-----|-----|------|--|-------------------------------------|
| 四 | 九 | 三〇九二 | 農商務省ノ新設 | (社員 竹内正志稿) |
| | | 三〇九三 | 運細運ノ変勢 | 戦争ノ毒害 |
| | | 三〇九四 | 地方経費ノ節減(社員 青木匡稿) | 府県会下地方官トノ關係(青木匡稿) |
| | | 三〇九五 | 政權ノ被托者(2) 一四 | 明治十四年度東京府會 |
| | | 三〇九七 | 發明品専売法大意(2) 一六 | 鐵道株金募集 |
| | | 三〇九九 | 發明品専売法(4) 二〇・二九⑤一 | 無題(法ハ猶未開闢ノ如シ)(肥塚龍演説) |
| | | 三一一〇 | 人民カ官府ノ為ニ其權理ヲ汚損セラルトキハ之ヲ何ノ法衛ニ訴フヘキカ(社員 竹内正志稿) | 東京代官人ガ東京日々新聞記者ニ對シタル訴訟要求ノ疑 |
| | | 三一一二 | 大阪府集會取扱手續(2) 二二 | 韓備李万孫ノ上疏 |
| | | 三一一五 | ピーコンスフヒルド侯死ス | 開拓使改革按(5) 二九・三一・⑥一 |
| | | 三二〇六 | 解惑(青木匡稿) | 東京代官人ヨリ福地源一郎氏ニ係ル訴訟ヲ論ス(在横浜 丸山孝)(2) 四 |
| | | 三二一〇 | 別林電報 | 消防隊ノ廃止 |
| 五 | 三 | 三二一二 | 政事上ノ敵ヲ内國人ノミニ求ムル勿レ | 審理局 |
| | | 三二一三 | 上下交々利ヲ征ル能ハズ | 和歌山県公ノ紛議 |
| | | 三二一四 | 讀日報記者困憲意見(8) 一一・一五 | 読忠愛社設立概言 |
| | | 三二一四 | 一七・二二・二七・⑥七・八 | 名譽回復ノ詞訟ニ係ル貴社ノ社説ニ答フ(静淵龍) |
| | | 三二一五 | 朝鮮ノ變報 | 代官人ノ弁護論ヲ駁ス(2) 一五 |
| | | 三二一六 | 農商務省將來ノ目的如何 | 東京三教育所(2) 一七 |
| | | 三二一七 | 華族部長局違背ノ疑 | 東京代官人組合及日報記者ノタメニ和解ヲ説ク(在横浜 丸山孝) |
| | | 三二一八 | 法律草案起草者ノ不幸 | 北海道物品処分如何 |
| | | 三二一九 | 再ヒ朝鮮近況ヲ論ス | |
| | | 三二二一 | 首府ノ大小冷熱ニ依テ其國ノ政跡如何ヲ知ル | |
| | | 三二二二 | 府県会ハ各人随意ノ集會所ニ非ラズ | |

| (月) | (日) | (号数) | (社説題) | (社説題) |
|-----|-----|------|-------------------------------|--------------------------|
| 六 | 二 | 三二五四 | 韓廷ノ進路如何 | 福岡県紛議ノ裁定書(2) 六 |
| | | 三二五五 | 關西貿易商會 | 無政府ノ説 |
| | | 三二五六 | 読別林新聞 | 法律ノ不完ヲ以テ私行ノ毒貨トスル勿レ |
| | | 三二五七 | 民信ナケレバ立タズ(2) 二五・二六 | 政弊三論(4) 一一・一三・一六 |
| | | 三二六〇 | 必要ナキノ法律ハ速ニ廃スベシ(青木匡) | 濫ニ特許ヲ与フルノ恐レ(青木匡) |
| | | 三二六一 | 實施ノ二字ハ無學ノ爾言ナルカ | 府県会ノ議權(青木匡) |
| | | 三二六二 | 農商務省乙第五号達 | 兩館ノ近報 |
| | | 三二六三 | 伊仏兩國ノ開戦 | 憲法ノ必要早ク先ツ宗教部内ニ入ル |
| | | 三二六四 | 北海道御巡幸 | 日本地方ノ警察(3) 二〇・二二 |
| | | 三二六五 | 政事家ノ通弊 | 新聞紙ノ勢力 |
| | | 三二六六 | 東京裁判所判決 | 開拓使処分ノ新説 |
| | | 三二六七 | 我主義ニ反對スル者ハ我主義ヲ明瞭ナラシムル者ナリ(青木匡) | 權理思想ノ効力如何 |
| | | 三二六八 | ガールヒルド大統領狙撃ニ遇フ | 婦女ノ仁懐ハ仁懐ニアラス |
| | | 三二六九 | 非發民救助論(肥塚龍)(6) 二〇・二一 | 演説ノ声ヲシテ天下ニ充滿セシムル者 |
| | | 三二七五 | 合衆國政事上ノ紛議(2) 一七 | ハ唯關西貿易商會ナル歟(2) 二八 |
| | | 三二七七 | 再論開拓使(2) 二〇 | 北海道人民ト開拓使官吏トノ關係(3) 三一・③一 |
| | | 三二七九 | 明治十四年度各省定額 | 専政ト農政トノ區別 |
| | | 三二八〇 | 朝野明治兩記者ノ蒙ラザク(青木匡) | 參議井上馨君歸京 |
| | | 三二八二 | 合資会社ノ利害 | 琉球談判ノ近報 |
| | | 三二八三 | 關西貿易商會ノ近狀(3) 二七・二八 | 明治十四年度予算表(2) 七 |
| | | 三二八八 | 官物扱下ノ法如何(2) 三 | 南海志士ノ近狀如何 |
| | | 三二九〇 | 政事家ノ眼ニハ宗教ナシ | 愛國新論(3) 一三・一四 |
| | | | | 開拓長官黒田氏ノ歸京 |

| (月日) | (号数) | (社説題) | (月日) | (号数) | (社説題) |
|------|------|------------------------------|------|------|-----------------------------|
| 九・一五 | 三二二六 | 官物私下覚ノ口実 | 一・一 | 三二五九 | 北海道物産税新田ノ比較 |
| 一六 | 三二二七 | 板垣退助君入京沼開守一出遊 | 四 | 三二六〇 | 島田三郎章閣時福二君入社(肥塚龍章) |
| 一七 | 三二二八 | 高知県会組織ノ裁決(2) 八 | 五 | 三二六一 | 政府新聞 |
| 二〇 | 三二三〇 | 宗教ハ有未政事ニハ無未末(2) 二一 | 六 | 三二六二 | 韓儒ノ処刑 |
| 二二 | 三二三二 | 政黨ノ閉結 | 八 | 三二六三 | 再論熊本紫雲會 |
| 二四 | 三二三三 | 大統領ガフビルド氏ノ訃音 | 九 | 三二六四 | 主権ノ所在如何 |
| 二五 | 三二三四 | 神奈川県会ノ消息如何(2) 二七 | 一〇 | 三二六五 | 誌報知新聞 |
| 二八 | 三二三六 | 北海道一大事變(2) 二九 | 一一 | 三二六六 | 行政ハ練磨ヲ要ス(社員 章閣時福稿) |
| 三〇 | 三二三八 | 四十五号ノ布告ヲ読ム | 一二 | 三二六七 | 自由党告新ニ遇フ |
| 一〇・一 | 三二三九 | 大日本勸業社(2) 二二 | 一三 | 三二六八 | 激徒ヲ制スルハ自由制度ニ在リ |
| 四 | 三二四一 | 開拓使処分ヲ拒ムノ決心如何 | 一五 | 三二六九 | 直接貿易ノ妄ヲ弁ス(3) 一六・一七 |
| 五 | 三二四二 | 生糸預所ノ紛議(2) 六 | 一八 | 三二七二 | 論日本鉄道会社(5) 二〇・二二・二六・二七 |
| 七 | 三二四四 | 公益ノ害 | 一九 | 三二七三 | 外権ヲ全フスルハ内治ヲ改良スルニヤ |
| 八 | 三二四五 | 熊本紫雲會本末ノ面目如何(2) 九 | 二〇 | 三二七四 | 再論日本鉄道会社(2) 三 |
| 一二 | 三二四七 | 再ヒ開拓使処分ヲ論ズ | 二二 | 三二七五 | 開拓使廢止ノ消息如何 |
| 一三 | 三二四八 | 開拓使官物私下取消及ヒ明治二十三年ノ國會 | 二四 | 三二七六 | 輿論ニ反シテ王室ノ聲聞ヲ謀ル勿レ |
| 一四 | 三二四九 | 謹テ勸諭及ヒ官物私下取消令ヲ読ム(4) 二五・一八・一八 | 二五 | 三二七七 | 民権ノ説ハ西洋ノ新義ニアラズ |
| 二六 | 三二五三 | 解停謝告 | 二九 | 三二八〇 | 内閣ノ組織(青木民稿) |
| 二七 | 三二五四 | 明治二十三年ノ國會 | 三〇 | 三二八一 | 物有本末 |
| 二八 | 三二五五 | 詔勅ノ別如何 | 三二 | 三二八二 | 後生ヲ誤ル勿レ(章閣時福稿) |
| 二九 | 三二五六 | 内閣組織ノ純雜如何 | 三三 | 三二八三 | 再論日本鉄道会社(2) 三 |
| 三〇 | 三二五七 | 地方有志ニ告ク(社員 章閣時福稿) | 三四 | 三二八四 | 開拓使廢止ノ消息如何 |
| 一一・一 | 三二五八 | 読東京日々新聞 | 三六 | 三二八六 | 日本鉄道会社ヲ論ス(肥塚龍演説・渡邊隆雄記)(2) 七 |

| (月日) | (号数) | (社説題) | (月日) | (号数) | (社説題) |
|------|------|---|------|------|--|
| 一一・九 | 三二八九 | 君主專治ノ命脉 | 一・一七 | 三三二七 | 世界改進黨ノ氣運(2) 二六 |
| 一〇 | 三二九〇 | 北海道税法改正案(5) 一一・一三・一五・一六 | 八 | 三三二八 | 読日報記者主権論(6) 一九・二〇・二二・二二・二四 |
| 一四 | 三二九三 | 政府ノ強弱ヲ論ス(青木民稿) | 二四 | 三三三三 | 第二号第三号ノ布告ヲ読ム(4) 二七・二八・二九 |
| 一七 | 三二九六 | 開拓使延期ノ風聞 | 二五 | 三三三四 | 東京府會議ノ改選(青木民稿) |
| 一八 | 三二九七 | 東京二新聞ノ交戦 | 三一 | 三三三九 | 關那論(駁主権弁妄)(7) ①・二・三・四・五・七 |
| 二〇 | 三二九八 | 天道是耶非耶(肥塚龍演説・渡邊隆雄記) | 三二 | 三三四〇 | 東京府ノ警察庁舎建築修繕費ノ出所如何 |
| 二二 | 三三〇〇 | 東京日々新聞ノ神祇省再設置ヲ讀ム | 二・五 | 三三四四 | 新潟県令ハ公立学校教員ノ講談演説及ビ雜誌ニ從事スルヲ禁ズ(2) 九 |
| 二二 | 三三〇〇 | 日耳曼撰拳ノ結果(章閣時福稿) | 八 | 三三三六 | 廢使置県ノ布告 |
| 二三 | 三三〇一 | 日報記者ニ呈ス(2) 二四 | 一〇 | 三三三八 | 読使置県ノ布告 |
| 二五 | 三三〇三 | 政事家ト商業家トノ區別 | 一一 | 三三三九 | 讀使置県ノ布告 |
| 二七 | 三三〇四 | 二代議士三憲法(2) 二八 | 一二 | 三三四〇 | 官権新聞ハ可ナリ君権新聞ハ不可ナリ(2) 一五 |
| 二九 | 三三〇六 | 送明治十四年 | 一四 | 三三四〇 | 急激ハ吾党ノ主義トスル所ニアラス |
| 一・四 | 三三〇七 | 讀日々新聞(島田三郎稿)(4) 六・七・八 | 一六 | 三三四二 | 第二關那論(16) 一九・二二・二四・二五・二六・一八・①・二・三・四・五・七・八・九・一〇 |
| 六 | 三三〇八 | 開拓使廢止ヲ論ズ(5) 七・八・一〇 | 一七 | 三三四三 | 第十号第十一号第十二号ノ三布告ヲ讀ム(3) 一八・一九 |
| 一一 | 三三一二 | 文部省達第三十八号ヲ讀ム(2) 一 | 二二 | 三三四七 | 府県會通常會期近ニ在リ |
| 一二 | 三三一三 | 紙幣銷燬ノ元資ヲ移シテ物産保護ノ費途ニ充ルノ説聞ヲ感アリ(5) 一三・一五・一八・一九 | 二三 | 三三四八 | 日耳曼國會ノ勸播 |
| 一四 | 三三一五 | 諮問會ノ結果 | 二五 | 三三五〇 | 外交論(島田三郎演説)(4) 二六・二八・① |

| (月日) | (号数) | (社説題) | (月日) | (号数) | (社説題) |
|------|------|---|------|------|------------------------------------|
| 三・八 | 三三五九 | ボアソナード氏説明ノ疑(2)九 | 四・一二 | 三三八八 | 刺客相原某ノ処分如何 |
| 一一 | 三三六二 | 朝野新聞記者ノ国会ハ如何ナル者ゾ | 一三 | 三三八九 | 刺客論 |
| 一二 | 三三六三 | 政治ノ腐敗ヲ防グニハ反對論ノ盛ナルヲ要ス | 一四 | 三三九〇 | 府県會議員ノ道徳 |
| 一四 | 三三六四 | 文明國ノ通則 | 一五 | 三三九一 | 元老參事兩院議員ノ黨團 |
| 一五 | 三三六五 | 左府ノ宮ノ洋行 | 一六 | 三三九二 | 反對党將來ノ政略如何(2)一八 |
| 一六 | 三三六六 | 主權論(2)一八 | 一九 | 三三九四 | 地方税ノ増加 |
| 一七 | 三三六七 | 刑事弁護人 | 二〇 | 三三九五 | 東京府会ニ望ム(2)二二 |
| 一九 | 三三六九 | 反對党ノ演説 | 二一 | 三三九六 | 刺客ノ社会ニ現ヘルハ貴果シテ何人ニ在ルヤ |
| 二二 | 三三七〇 | 答日報記者 | 二二 | 三三九八 | 内務省ガ愛媛県ニ対スルノ指令ハ果シテ府県會規則ノ正解ナルカ(2)二五 |
| 二八 | 三三七五 | 立憲帝政黨綱領ヲ論ジ併セテ日報記者ニ問フ(5)二三・二四・二五・二六 | 二三 | 三三九八 | 露・独・墾三國ノ關係 |
| 二九 | 三三七六 | 記者ニ問フ(5)二三・二四・二五・二六 | 二六 | 三四〇〇 | 文部卿ノ指令(4)二七・二八・二九 |
| 三二 | 三三七八 | 兩本願寺ノ和解 | 三〇 | 三四〇四 | 朝鮮變報 |
| 三三 | 三三七九 | 日報記者ハ我内閣諸公ヲ誣ントスル歟(2)三三 | 三三 | 三四〇五 | 誌日々新聞(2)四 |
| 三三 | 三三七九 | 府縣會議員擧擧法ノ不備 | 三四 | 三四〇六 | 海員雇入停止費ハ地方税ニテ支弁ス可キ者ニアラズ |
| 三三 | 三三八〇 | 我黨議ハ人民ガ耳聞クヲ得ヘキカ | 三五 | 三四〇七 | 大阪府庁ハ酒造家ノ懇請會ヲ制止ス |
| 三四 | 三三八一 | 官民ノ糾纏ヲシテ小学校内ニ繁殖セシムル勿レ(3)七・一 | 三六 | 三四〇八 | 公債償還高減却ノ疑案 |
| 三五 | 三三八二 | 日開拓使所屬ノ船艇ヲ一會社ニ貸付スルハ果シテ処分ノ當ヲ得タルモノナル乎(3)六・八 | 三七 | 三四一〇 | 警察會議 |
| 九 | 三三八六 | 板垣君刺客ニ遇フ | 七 | 三四一〇 | 官立学校ノ生徒稱橋乃八樓ニ演説ス(2)九 |

| (月日) | (号数) | (社説題) | (月日) | (号数) | (社説題) |
|------|------|--------------------------------------|------|------|---|
| 五・一一 | 三四一三 | 悪彼邪言(2)一一 | 六・二〇 | 三四四七 | 誌時事新報算入政府論第十一(2)二 |
| 一四 | 三四一六 | 自由黨諸氏ノ為メニ一言ス | 二一 | 三四四八 | 立憲帝政黨ハ政見ニアラザル乎(駁東京日々新聞)(4)二三・二三・二五 |
| 一六 | 三四一七 | 政事家ノ徳義ヲ論ス(2)一七 | 二四 | 三四五一 | 誌時事新報算入政府論第十二 |
| 一八 | 三四一九 | 都県ノ世尙ホ懸ニ入りテ禁ヲ問フベキ乎 | 二七 | 三四五三 | 駁日々新聞(6)二八・④四・五・六・八 |
| 一八 | 三四一九 | 日報記者ニ質ス | 二九 | 三四五五 | 立憲主義ノ批判(2)④ |
| 二〇 | 三四二一 | 朝野新聞記者ニ答フ | 三〇 | 三四五六 | 商船社會議立ノ風説(6)⑦一・二・五・六・七 |
| 二二 | 三四二二 | 安寧論(在相模 細川瀧郵送)(2)二三 | 七・八 | 三四六四 | 日本銀行ヲ論ズ(8)九・一一・一二・一三・一五・一六・一九 |
| 二四 | 三四二四 | 判文ノ疑案 | 九 | 三四六四 | スエズ海峽梗塞ノ風説(2)一一 |
| 二五 | 三四二五 | 王室ノ尊榮ヲ保チ人民ノ幸福ヲ全スベシ(島田三郎演説)(2)二五八 | 一四 | 三四六八 | 愛媛県乘船切符ノ紛議結局如何(3)五・一八 |
| 二七 | 三四二七 | 中央手抄ノ政略ヲ省キ地方自治ノ基礎ヲ建ツヘシ(肥塚龍演説)(2)二八 | 一四 | 三四六八 | 某貴顯ノ上書(3)二〇・二三 |
| 三〇 | 三四二九 | 駁東京日々新聞(6)三一・⑥一・二・三・四 | 一九 | 三四七二 | 誌品川農商務大輔演説(5)二二・二三・二四・二五 |
| 六・五 | 三四三三 | 社会進歩ノ度ニ隨ヒ擧擧權ヲ伸張スヘシ(沼間守一演説・渡辺隆登記)(2)四 | 二二 | 三四七五 | 正邪論(4)二五・三〇・⑥一 |
| 六 | 三四三五 | 誌時事新報(3)七・八 | 二六 | 三四七八 | 共同運輸会社ノ保護金ハ海運奨励ノ為メカ將タ一時ノ急ヲ濟フ為メカ(3)二七・二八 |
| 七 | 三四三六 | 第二七号ノ布告ヲ読ム(5)八・九・一〇・一一 | 二八 | 三四七八 | 再ビ日本銀行ヲ論ズ(駁日々新聞)(4)二七・二八・二九 |
| 一〇 | 三四三九 | 誰カ政黨内閣ヲ非ナリト云フ歟(5)一一・一四・七・一八 | 三〇 | 三四八二 | 蔵入出子算書ヲ読ム(4)⑧二・三・五 |
| 一六 | 三四四四 | 兵庫県ヨリ内務文部兩省ヘノ伺 | 八・一 | 三四八三 | 朝鮮暴徒我公使館ヲ襲フ |

| (月日) | (号数) | (社 説 題) | (月日) | (号数) | (社 説 題) |
|------|------|---------------------------------------|------|------|------------------------------------|
| 八・三 | 三四八五 | 行政官吏服務紀律之疑(2) 四 | 九・三二 | 三五二八 | 石川県々々議員ノ物留(3) 二六・二七 |
| 四 | 三四八六 | 民情觀察(駁東京日々新聞社説) (4) 五・六・九 | 二四 | 三五二九 | 板垣君ノ洋行 |
| 八 | 三四八九 | 朝鮮政略(10) 九・一〇・一一・一二 一三・一六・一七・一八・一九 | 二六 | 三五三〇 | 揆及戦乱ノ結局(3) 二九・三〇 |
| 一二 | 三四九三 | 東京府会原案施行(3) 一五・一六 | 二七 | 三五三一 | 再答朝野新聞記者(2) 二八 |
| 一三 | 三四九四 | 朝野新聞記者一答 | 三〇 | 三五三四 | 明治十五年帝政黨會于洛陽 再論板垣君洋行 |
| 一五 | 三四九五 | 八道蹂躪ニ狂ヘル勿レ(6) 一七・一 九・二〇・二二・二三 | 一 | 二五三六 | 三答朝野新聞記者(4) 四・五・七 |
| 二四 | 三五〇三 | 再論朝鮮政略(7) 二五・二六・二七 二九・三〇・三一 | 六 | 二五三九 | 日報及東洋新聞記者ニ論ス(3) 七・八 |
| 二六 | 三五〇五 | 暗号電信(2) 二七 | 一〇 | 三五四二 | 朝鮮全權大使將ニ入朝セントス(5) 一一・一二・一三・一四 |
| 三一 | 三五〇九 | 暗号私報電信ノ開通ヲ望ム | 一二 | 三五四四 | 郵便稅增加之風説(3) 一五・二二 |
| 九・二 | 三五一一 | 今日ハ腕力ヲ用テ可キ時勢ニアラス | 一三 | 三五四五 | 石川県會議員補選示ノ処刑ヲ聞テ感ア リ(4) 一三・一八・二〇 |
| 三 | 三五一二 | 尹維烈君ノ着京 | 一九 | 三五四九 | 干涉主義ヲ推シテ宗教ニ及ス勿レ |
| 五 | 三五一三 | 日韓談判ノ結局 | 二二 | 三五五一 | 再読農務大輔演説(3) 二四・二五 |
| 六 | 三五一四 | 日韓和約ノ電報ヲ読ム | 二四 | 三五五三 | 帝政黨員暴徒大坂新報社ニ亂入ス |
| 七 | 三五一五 | 社説塗抹ノ理由 | 二六 | 三五五五 | 帝政黨洛陽會同ノ結局 |
| 八 | 三五一六 | 言論ノ自由 | 二七 | 三五五六 | 粗暴過激 |
| 九 | 三五一七 | 日韓及ビ清國ノ關係ヲ論ズ(5) 一〇 一一・一三・一七 | 二八 | 三五五七 | 政府ノ趣意ヲ明セヨ |
| 一〇 | 三五一八 | 再答朝野記者 | 二九 | 三五五八 | 政黨ノ成立ハ望ムベシ地方黨ノ成立ハ 望ム可カラス(2) 三一 |
| 一二 | 三五一九 | 答朝野新聞記者(7) 一三・一四・一 五・一六・二〇・二二 | 一・一 | 三五六〇 | 府県長官ノ上京(2) 一 |
| 一九 | 三五二五 | 政務公示ノ疆界ヲ括メノコトヲ望ム | 四 | 三五六二 | 九鬼文部少輔ノ演説(2) 五 |

| (月日) | (号数) | (社 説 題) | (月日) | (号数) | (社 説 題) |
|------|------|---|-------|------|--|
| 一一・七 | 三五六四 | 一國ノ教育ヲ以テ一黨派ノ助トナスノ 弊ヲ論ズ | 一一・二八 | 三六〇七 | 地方警察官ノ願者ヲ望ム |
| 八 | 三五六五 | 北海道海産稅 | 二九 | 三六〇八 | 明治十五年ノ終末 |
| 九 | 三五六六 | 福島県民ノ苦情 | 一・四 | 三六〇九 | 國會開設ノ期三年ヲ減ゼリ(2) 六 |
| 一〇 | 三五六七 | 人權新説(第一章)ヲ評ス(9) 一一 一二・一四・一五・一六・二一・二二 二六 | 六 | 三六一〇 | 改正府県會規則ノ質疑(3) 九・一〇 一一 |
| 一四 | 三五七〇 | 全國府県會議員ノ懇親會(2) 一五 | 七 | 三六一一 | 參議長ヲ置カサル可ラサルノ必要アル 乎 |
| 一七 | 三五七三 | 賦金ハ租稅ニアラザル歟(3) 一八・ 一九 | 九 | 三六一二 | 十五年六十一号ノ布告ヲ讀ム(4) 一 〇・一一・一二 |
| 二四 | 三五七八 | 一國禍乱ノ前兆ハ如何ナル者ゾ | 一四 | 三六一七 | 東京日々新聞ニ質ス(2) 一六 |
| 二五 | 三五七九 | 韓使將ニ本國一婦ヲラントス | 一七 | 三六一九 | 自由新聞記者ノ邪言ヲ闢ク(7) 一八 一九・二〇・二二・二三・二四 |
| 二八 | 三五八一 | 銀行ノ近状ニ感アリ(3) 二九・三〇 | 一八 | 三六二〇 | 布告布達ノ印行 |
| 一一・一 | 三五八四 | 政治ノ範圍(2) 二 | 二一 | 三六二三 | 琉球処分 |
| 二 | 三五八五 | 警察官ノ為メ歟將タ演説者ノ為メ歟 | 二二 | 三六二四 | 府県會議員ハ他ノ府県會議員ト連合集 會スルヲ得ズ |
| 三 | 三五八六 | 日本支那ノ交際ヲ論ズ(3) 五・八 | 二三 | 三六二五 | 府県會議員ノ政黨員タルコトヲ禁セラ レトノ説ハ信スルニ足ラス |
| 六 | 三五八八 | 我政府方兵備ヲ擴張スルトノ説ハ信ズ ルニ足ラス(5) 九・一〇・一一・一四 | 二四 | 三六二六 | 府県會議員ハ他ノ府県會議員ト連合集 會スルヲ得ズ |
| 七 | 三五八九 | 福島県ノ暴動 | 二五 | 三六二八 | 別林奇談(2) 二六 |
| 一三 | 三五九四 | 論充葉印紙稅(5) 一五・一六・一七・ 一九 | 二七 | 三六二八 | 物価ノ激変(6) 三一②・四・八・ 一〇 |
| 二〇 | 三六〇〇 | 新聞紙ノ停止ヲ論ズ(2) 二二 | 二七 | 三六二八 | 誰カ府県會ハ殖産工業ノ振起ヲ妨クル 者ト云フ歟(3) 二八・三一②・一 |
| 二二 | 三六〇一 | 読郵便條例(3) 二二・二三 | 二七 | 三六二八 | 戸長官撰ノ非ヲ論ズ(2) ②・一 |
| 二四 | 三六〇四 | 火災何ゾ官舎ニ多キヤ | 二八 | 三六二九 | |
| 二六 | 三六〇五 | 警察官卜演説者トノ關係ヲ論ズ(2) 二七 | | | |

| (月日) | (号数) | (社説題) | (月日) | (号数) | (社説題) |
|------|------|---|------|------|---|
| 二・三 | 三六三三 | 中立説ヲ論ス(4)九・一〇・一三 | 三・二九 | 三六七七 | 君主專治ノ政体ヲ論ズ(2)三〇・〇 |
| 六 | 三六三五 | 集會ノ意ヲ論ス(肥後龍演説)七 | 三二 | 三六七九 | 越後高田ノ変報 |
| 一四 | 三六四一 | 府県會議員選挙權廢止ノ疑(5)一五 | 四 | 三六八一 | 東京府會議事細則追加案(版東京日新新聞)(6)五・六・七・一三・一四 |
| | | 一六・一七・一〇 | | | 改進黨ノ望ム可シ破壊ハ議ヲケル可カラズ |
| 一四 | 三六四一 | 論東京日々新聞(2)一五 | 八 | 三六八五 | 政府新聞(3)一七・一五 |
| 一八 | 三六四五 | 政治上ノ神祕 | 一〇 | 三六八六 | 演説廳開會ノ為メニ一言ス |
| 一八 | 三六四五 | 關鄂論(5)一〇・二一・二二・二四 | 一一 | 三六八七 | 外山氏ノ分黨ハペンサム氏ノ普通選挙論ヲ証スルニ足ラズ(2)一八 |
| 二二 | 三六四七 | 福島県ノ事変(5)二二・二三・二五・二七 | 一五 | 三六九一 | 論ヲ証スルニ足ラズ(2)一八 |
| | | | 一七 | 三六九二 | 福島事件ノ快報(3)一八・一九 |
| 二四 | 三六五〇 | 第七号ノ布告ヲ論ム(2)二五 | 一九 | 三六九四 | 自由新聞記者ノ安言ヲ誠シムハ必要ニ社ノ始末ヲ論ズ(23)一〇・一一・一二・一四・一五・一六・一七・一八・一九・二〇・二一・二二・二三・二四・二五・二六・二七・二八・二九・三〇・三一・三二・三三・三四・三五・三六・三七・三八・三九・四〇・四一・四二・四三・四四・四五・四六・四七・四八・四九・五〇・五一・五二・五三・五四・五五・五六・五七・五八・五九・六〇 |
| 二八 | 三六五三 | 福島県六郡町村連合會 | | | 何ヲカ国賊ト云フ |
| 二八 | 三六五三 | 府県通商會 | | | 回護説ノ當城(2)一六 |
| 二八 | 三六五三 | 生糸ノ直輸 | | | 政治世界ノ人民及ヒ政治上ノ嫉妬(2)一八 |
| 二八 | 三六五三 | 再論福島暴動事件(3)四・七 | | | 下関借金ノ処分如何(3)四・五 |
| 二八 | 三六五三 | 願左右言俵 | | | 經濟雜誌記者ノ誤解 |
| 二八 | 三六五三 | ペンサム氏ノ普通選挙論者ニアラザルコトヲ弁シテ外山氏ノ社説ヲ正シ併セテ日報記者ノ誤ヲ啓ク(3)九・一〇 | | | 爆製業ノ管制セザル可カラズ(2)一〇 |
| 二八 | 三六五三 | 官吏ノ演説(3)一四・二〇 | | | |
| 二八 | 三六五三 | 政府方巡察ニ帶廻ヲ許スノ意如何 | | | |
| 二八 | 三六五三 | 再論東京日々新聞(9)一六・一七・二二・二三・二四・二五・二七・二八 | | | |
| 二八 | 三六五三 | 魯國牢獄ノ事案 | | | |
| 二八 | 三六五三 | 戸長ヲ官撰ニスルハ政府ノ本意ニアラズ | | | |

| (月日) | (号数) | (社説題) | (月日) | (号数) | (社説題) |
|------|------|---|------|------|---|
| 五・一一 | 三七二二 | 改正銀行條例(2)一一 | 二六 | 三七五二 | 二二三・二四・二七・二八・二九・三〇・三二・三三・三四・三五・三六・三七 |
| 一三 | 三七二五 | 政府ノ職ト後見人ノ職トノ別ヲ明ニス可シ | 二七 | 三七六一 | 上管及保釈(2)八 |
| 一六 | 三七二七 | 政府新聞(5)一八・一九・二〇・二二 | 一〇 | 三七六四 | 織明治十六年度歳入出予算書(10)一・二・一三・一四・一七・一八・一九・二〇・二二・二四 |
| 一七 | 三七二八 | 經濟雜誌記者ニ告ク | 一五 | 三七六九 | 實論ノ放埒ヲ制スルハ何ヲ以テニキキ乎(2)一八 |
| 一八 | 三七二九 | 政治家ノ自重 | 一〇 | 三七七三 | 清仏兩國談判ノ結局如何(2)二二 |
| 二〇 | 三七三一 | 安南事変(3)二二・二四 | 一一 | 三七七七 | 従一位前右大臣岩倉公黨 |
| 二二 | 三七三三 | 探偵ノ弊害ヲ論ズ(3)一五・二七 | 一二 | 三七七五 | 故右大臣ノ暴死(3)二五・二六 |
| 二六 | 三七三六 | 新聞雜誌ノ癡業 | 一五 | 三七七七 | 大阪商法會議所ノ臨時總會(5)二七・二八・二九・三一 |
| 一七 | 三七二七 | 官督議案ノ失敗(2)二九 | 一六 | 三七七八 | 右大臣後任ノ風聞 |
| 三〇 | 三七三〇 | 官督戸長ノ結果如何 | 一八 | 三七八〇 | 朝鮮尙償金調度ニ苦ム |
| 三一 | 三七三〇 | 布告布達ノ施行期限(2)④一 | 一八 | 三七八〇 | 上野熊谷間ノ鉄道(4)二・三・四 |
| 三一 | 三七三〇 | 清國現今ノ政略如何(3)三・五 | 二 | 三七八四 | 伊藤參議ノ帰朝近キニ在リト聞テ政府ニ要望スル所ヲ陳ス(8)四・五・七・八・一〇・一一・一二 |
| 三一 | 三七三〇 | 露國ノ近状如何(3)六・七 | 八 | 三七八三 | 彼ノ虚言ヲ愚ム(2)七 |
| 五 | 三七三四 | 海運ノ事ヲ論ジテ自由日報記者ノ安ヲ排ク(30)八・九・一〇・一一・一二・一三・一四・一五・一六・一七・一八・一九・二〇・二一・二二・二三・二四・二五・二六・二七・二八・二九・三〇・三一・三二・三三・三四・三五・三六・三七・三八・三九・四〇・四一・四二・四三・四四・四五・四六・四七・四八・四九・五〇・五一・五二・五三・五四・五五・五六・五七・五八・五九・六〇 | 五 | 三七八七 | 埃及國ノ改革(2)九 |
| 七 | 三七三六 | 北海道ヲ論ス(6)一〇・一一・一二・一三・一四・一五・一七 | 八 | 三七八九 | 刑法治罪法提ス可カラズシテ新律編額 |
| 九 | 三七三八 | 日報記者ニ告グ | 一一 | 三七九二 | 改正刑罰ニ復ス可カラズ(4)一四・一五・一七 |
| 一〇 | 三七四七 | 意味ナキ説ニ加フルニ讒誣ヲ以テスル者ハ自由新聞記者ナル歟(13)一二・一三・一四・一五・一六・一七・一八・一九・二〇・二一・二二・二三・二四・二五・二六・二七・二八・二九・三〇・三一・三二・三三・三四・三五・三六・三七・三八・三九・四〇・四一・四二・四三・四四・四五・四六・四七・四八・四九・五〇・五一・五二・五三・五四・五五・五六・五七・五八・五九・六〇 | 一六 | 三七九六 | 北米ノ寄報信スルニ足ラス(2)一八 |

| (月 日) | (号数) | (社 説 題) | (月 日) | (号数) | (社 説 題) |
|-------|------|--|------------|------------|--|
| 八・一九 | 三七九九 | 板垣退助君郷里ニ帰ル | 七・九・一〇 | 一三・二六・一九・二 | 七・九・一〇・一三・二六・一九・二 |
| 二二 | 三八〇〇 | 清仏二國ノ紛議ニ関シ日本ノ政略如何 (3) 二二・二三 | 一・二五・二六・二七 | 一一・一 | 一・二五・二六・二七 |
| 二四 | 三八〇三 | 政黨解散ノ風聞(2) 二五 | 一〇・一〇 | 三八四二 | 横濱居留地人民ノ學勤(3) 一一・一 |
| 二六 | 三八〇五 | 明治日報記者ノ批評ヲ論ズ(5) 二八 二九・三一・① | 一四 | 三八四六 | 三 |
| 二九 | 三八〇七 | 協議費ノ増加(2) 三〇 | 一八 | 三八四八 | 仏清兩國紛議ノ近報 |
| 九・一 | 三八一〇 | 安南首府順化ノ落城 | 二三 | 三八五二 | 我國商人ハ如何ニシテ朝鮮貿易ヲ維持 セントスル歟(2) 二〇 |
| 二 | 三八一一 | 富山県常置委員撰擧 | 二八 | 三八五七 | 敢テ地方官ニ望ム(2) 二四 |
| 四 | 三八一二 | 売買ノ常則 | 二八 | 三八五七 | 日韓貿易規則及海關稅則(6) 三〇・ ①・六・一・一・一三 |
| 五 | 三八一三 | 高等法院ノ判決(3) 八・九 | 三一 | 三八五九 | 民間蕭寂ノ事實ヲ詳記シテ廟堂君子ニ 冀望スル所ヲ陳ス(11) ①二・四・七・ 九・一〇・一四・一五・一六・一七・ 一八 |
| 六 | 三八一四 | 仏安兩國ノ和議(2) 七 | 一・八 | 三八六五 | 文部省第十八号達書ノ質疑 |
| 七 | 三八一五 | 王室ノ事ヲ記スル者ハ何ヲ以テ不敬罪 ヲ免レンヤ(6) 一一・一二・一三・ 一四・一六 | 二〇 | 三八七五 | 仏國第三共和政府ノ運命將ニ危殆ナラ ントス(3) 二一・二二 |
| 一四 | 三八二二 | 石川県議員撰擧ノ紛紜(2) 一五 | 二四 | 三八七八 | 日清兩國交際ノ不幸 |
| 一八 | 三八二四 | 烟草營業者ノ位置ヲ記ス(4) 九・ 一〇・一一 | 二五 | 三八七九 | 質東京日々新聞記者(4) 二七・二八 二九 |
| 二二 | 三八二八 | 大阪府下三大川浚疏ノ質疑(4) 二五 二六・二七 | 三〇 | 三八八三 | 起業公債募集ノ風説(7) ①一・四・ 五・六・七・八 |
| 二六 | 三八三〇 | 帝政黨ノ解散(4) 二八・二九・三〇 | 一一・二 | 三八八五 | 告官立学校生徒諸氏 |
| 一〇・二 | 三八三五 | 年豊ニシテ野一菜色アラントス(3) 三・四 | 九 | 三八九一 | 誌文部省第二十一号達書(2) 一一 |
| 五 | 三八三八 | 長崎紛議 | 一二 | 三八九三 | 徵兵令改正ノ議(11) 一五・一六・一 |
| 六 | 三八三九 | 不敬罪ノ疑案(日報記者ニ質ス)(11) | 一一・二九 | 三九〇八 | 明治十年間ノ略記 (以下次号掲載) |

新刊紹介

徳増栄太郎
井上 輝
遠藤 幸
輝 明
治 訳

ローレル・マンントウ「産業革命」

井上教授によるこの訳書は Raul Mantoux La Révolution industrielle au XVIII siècle. Essai sur les Commencements de la grande industrie moderne en Angleterre, Paris, Editions Génin, 1959. の完訳である。初版は一九〇六年に公刊され、一九二八年にはヴァーノン・m. Vernon の英訳 (The Industrial Revolution in the XVIII th Century. An Outline of the beginnings of the modern factory system in England, London, Jonathan Cape Ltd.) が出版された。われわれには、むしろこの英語版が親しまれてきたといえるだろう。この訳書は、一九五九年のフランス語版によっているが、これは、マンントウ自身が増補改訂している一九二八年の英語版にもとずき、これにアシュトン T. S. Ashton の寄せた序文、ブルド A. J. Bourde の整理した文献目録などが補足されたものである。

マンントウによれば、産業革命は技術的には、生産力の増大を

可能にする生産方法の発明と使用であり、経済的には、資本の集積と大企業の設立を特徴とし、社会的には、諸階級の発展と対立をうみ落した。その所論は、基本的には、産業革命研究の先駆者トインビー A. Toynbee のシエーマにそのものといえるだろう。彼はトインビーにそいながらその欠陥を補正し、体系的な資料の収集をおこない、イギリス産業革命の総括的な検討と敘述をこころみたのである。

ところで、大塚久雄教授がいわゆる「大塚理論」を提起され、中産的生産階級の両極分解から資本主義の成立を説かれたとき、マンントウの『産業革命』は、その重要な典拠とされたのであった。しかし、このマンントウ解釈に対して矢日孝次郎教授らははじめ批判的であった。マンントウは、産業革命期の工場主の系譜をヨウマン層にもとめている。しかし、そのヨウマン層の分解が十八世紀後半のものか、あるいは大塚教授のいわれるように、その系譜が十四・十五世紀から十八世紀後半まで一貫してたどれるものなのか、重大な解釈の相違点をなしている。

今日、近代化過程の諸問題が、あらたな研究成果のうえに再検討されようとしている。すぐれた邦訳が出版されたのを機会に、もういちど精読され、その所論に対する詳細な再検討がおこなわれるべきであろう。(東洋経済新報社・三千円(岩原英明))